

NEW TOPICS

◆「労働時間等設定改善指針」、「育児・介護休業指針」が改正されています。◆

年次有給休暇や子の看護休暇・介護休暇を取得しやすい環境整備を推進するため、「労働時間等設定改善指針」および「育児・介護休業指針」が改正され、10月1日より適用されています。いずれも企業に対して義務を課すものではありませんが、「配慮」等が求められていますので、それぞれのポイントをご紹介します。

●「労働時間等設定改善指針」の改正点

【ポイント1】

「地域の実情に応じ、労働者が子どもの学校休業日や地域のイベント等に合わせ年次有給休暇を取得できるよう配慮すること」が盛り込まれました。

【ポイント2】

「公民権の行使又は公の職務の執行をする労働者について、公民としての権利を行使し、又は公の職務を執行する労働者のための休暇制度等を設けることについて検討すること」が盛り込まれました。

【ポイント3】

「仕事と生活の調和や、労働者が転職により不利にならないようにする観点から、雇入れ後初めて年次有給休暇を付与するまでの継続勤務期間を短縮すること、年次有給休暇の最大付与日数に達するまでの継続勤務期間を短縮すること等について、事業場の実情を踏まえ検討すること」が盛り込まれました。

●「育児・介護休業指針」の改正点

「子の看護休暇及び介護休暇について、労使協定の締結をする場合であっても、事業所の雇用管理に伴う負担との調和を勘案し、当該事業主に引き続き雇用された期間が短い労働者であっても、一定の日数については、子の看護休暇及び介護休暇の取得ができるようにすることが望ましいものであることに配慮すること」が盛り込まれました。

◆来年の1月から「改正職業安定法」が施行されます。◆

【改正点1】

●ハローワークや職業紹介事業者等の全ての求人を対象（従来は、ハローワークにおける新卒者向け求人のみ）に、一定の労働関係法令違反を繰り返す求人者等の求人を受理しないことが可能になります。

（→ 上記は公布日の平成29年3月31日から3年以内に施行予定です。）

●来年の1月から職業紹介事業者に対しては、以下の職業紹介実績等の情報提供が義務付けられます。

- ・就職者の数
- ・就職者のうち早期に離職した者の数
（解雇者を除き、無期雇用労働者のうち就職から6ヶ月以内に離職した者）
- ・手数料に関する事項（手数料表、返戻金制度等） など

【改正点2】

●来年1月から、求人者が虚偽の求人申込みを行うと処罰（6ヶ月以下の懲役または30万円以下の罰金）の対象となります。
また勧告（従わない場合には公表）などの指導監督の規定が整備されます。

【改正点3】

●求人情報サイト、求人情報誌等の募集情報等の提供事業に対しては、募集情報の適正化等のために講ずべき措置を指針（大臣告示）で定めるとともに指導監督の規定が整備される予定です。

【改正点4】

●求人者・募集者は（来年1月から）採用時の条件があらかじめ示した条件と異なる場合等には、その内容を求職者に明示することが義務付けられます。

◆2017年版「過労死等防止対策白書」が公表されました◆

今年で2回目となる白書では、民間企業で働く2万人に労働時間やストレスについて2015年度に調査したアンケート結果を分析しており、電通の違法残業事件（判決：罰金50万円）や、それを受けた政府の緊急対策も紹介されています。アンケートによると、フルタイム正社員（7,242人）の場合、**労働時間が「正確に把握されていない」人に比べ「正確に把握されている」人は、週の残業時間が約6時間短いことがわかりました。また「あまり正確に把握されていない」人でも約2時間短い結果となっています。また、残業を「所属長が承認する」という手続きが踏まれていると、週3～4時間残業が減ることも明らかとなっています。**

2016年度に過労死や過労自殺（未遂を含む）で労災認定された人は前年度より2人多い191人で、近年は200件前後で高止まりが続いています。

業種別では、運輸・郵便業が41人と最も多く、製造業35人、建設業23人と続きます。特に運輸・郵便業は週の残業時間が20時間以上で他業種と比べ際立って多いこともわかりました。

11月の社会保険と労務

◇いよいよ年末調整業務が始まります。扶養控除等申告書・保険料控除申告書・各種控除証明書等、各従業員から提出していただく書類が多いため、11月の段階から計画的に準備しておきましょう。

【お断り】この欄は、相談顧問契約のお客様を対象としています。労働・社会保険諸手続き、給与計算業務をご契約頂いているお客様につきましては、大部分が弊社で行わせて頂く業務になります。

編集後記

「ハロウィン」が終わると、一段と冬らしい寒さが訪れてきます。また、11月上旬は、紅葉も見ごろを迎えます。秋晴れで天気の良い日には、紅葉狩りにもお出かけしてみたいかがでしょうか。（鈴木）



Tsukue・Kato Certified Social Insurance & Labor Consultant Office

机・加藤 社会保険労務士法人

Tsukue & Partners Group

〒150-0043

東京都渋谷区道玄坂1-9-4 ODAビル7階

TEL 03-3463-6671(代) FAX 03-3463-6672

E-mail: tsukue_sr@tsukue-partners.com

<http://www.tsukue-partners.com/>